

2-1 がけの判断方法と高さ等の取り方について

県条例第5条、がけに近接して建築する建築物の指導指針第2条

【内 容】

- 県条例第5条におけるがけの判断方法及びがけ高・がけ近接の範囲の取り方について、図1の4つのケースについては、次のとおり取り扱う。

ケース1		ケース2	
がけに該当か	Y e s	がけに該当か	Y e s
がけ高	H_{A-C}	がけ高	H_{B-C}
がけ近接の範囲	$2 H_{A-C}$	がけ近接の範囲	$2 H_{B-C}$
ケース3		ケース4	
がけに該当か	N o	がけに該当か	Y e s
がけ高	—	がけ高	H_{B-C}
がけ近接の範囲	—	がけ近接の範囲	$2 H_{B-C}$

図1 がけの事例（ケース1～4）

【解 説】**1 2段（面）以上の法面の場合（ケース1、2）**

勾配が一定でない2段（面）以上の法面の場合のがけの判断方法及びがけ高さ・がけ近接の範囲の取り方についてはケース1、ケース2のとおりである。

下段の法面下端から水平面に対して30度の勾配をなす面を想定したときに、上段の法面下端がこの面より上にある場合に一体の法面とみなす。

(1) ケース1の場合

- ・ ABCDで構成される法面は一体とみなす
- ・ ACは水平面に対し30度を超える法面で高さが2mを超えるため、がけに該当
- ・ がけ高は30度を超えるAC間の高さ H_{A-C}
- ・ がけ近接の範囲はがけ下端Aから $2H_{A-C}$ の範囲

(2) ケース2の場合

- ・ ABCで構成される法面はABとBCで別々の法面とみなす
- ・ BCは水平面に対し30度を超える法面で高さが2mを超えるため、がけに該当
- ・ がけ高は30度を超えるBC間の高さ H_{B-C}
- ・ がけ近接の範囲はがけ下端Bから $2H_{B-C}$ の範囲

2 建築基準法等に適合する擁壁の上に法面がある場合（ケース3、4）

建築基準法等に適合する擁壁の上に法面がある場合（擁壁築造時からある法面に限る。）のがけの判断方法及びがけ高・がけ近接の範囲の取り方については、ケース3、ケース4のとおりである。

ケース3、ケース4のいずれの場合においても、ABCで構成される擁壁及び法面のうち、ABは建築基準法等に適合している擁壁であることからがけ高に含めず、BCでがけの判定を行う。

(1) ケース3の場合

- ・ BCは水平面に対し30度を超える法面であるものの、高さ2m以下であるため、がけに該当しない。

(2) ケース4の場合

- ・ BCは水平面に対し30度を超える法面で高さが2mを超えるため、がけに該当
- ・ がけ高は30度を超えるBC間の高さ H_{B-C}
- ・ がけ近接の範囲はがけ下端Bから $2H_{B-C}$ の範囲

3 建築基準法等に適合する擁壁について

下記のものについて、建築基準法等に適合する擁壁とする。

- ・ 建築基準法に定められた技術基準による擁壁
- ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法に定められた技術基準による擁壁
- ・ 都市計画法に基づく開発許可を受けた擁壁
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に定められた技術基準による擁壁
- ・ 他法令により構造上の安全性が確認された擁壁（道路法・河川法等）

なお、当該擁壁の上部に建築する場合においては、築造時の想定以上の荷重が擁壁にかかる可能性があることから、建築することについて、管理者への確認や設計者により構造上の安全性を確認することが必要である。

制定 令和7年1月16日 施行 令和7年4月1日